

〔1〕設置の理由

内部通報者を保護する観点と一般県民等が通報する際に客観性・公平性を担保し、一般県民等からも通報しやすい窓口とするためであり、また、専門家（弁護士）に相談、通報したいと考える人にも対応するためである。

国からの『公益通報者保護法の施行に伴う地方公共団体における体制整備について』（H17.7.19付け）通達の中に示された国の通報処理ガイドラインに沿った形で、コンプライアンス推進室以外に、弁護士による外部窓口を2箇所を設置している。

〔2〕外部相談員の概要

教育委員会の2名の外部相談員については、県教育委員会の顧問弁護士として教育行政に精通している方と、県の他の部局の外部相談員を兼ねており、公益通報制度そのものに精通している方2名に委託している。

○豊永寛二 弁護士（教育委員会の顧問弁護士で、教育関係に精通）

○笹谷正廣 弁護士（他の部局の通報窓口を担当し、公益通報制度に精通）